

EUにおける会計基準の調和化問題に関する再検討-特に「大陸型会計」と「英米型会計」の融合の視点から(I)

-

メタデータ	言語: jpn 出版者: 明治大学商学研究所 公開日: 2010-03-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 森川, 八洲男 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/8499

EUにおける会計基準の調和化問題に関する再検討

— 特に「大陸型会計」と「英米型会計」の融合の視点から (I) —

A Reexamination on the Harmonization of Accounting Standards in the EU.

森川 八洲 男

Yasuo Morikawa

I. 問題の提起

近年、国境を越えた取引や投資の急増、多国籍企業の展開、資本市場および金融市場のグローバル化など、経済的環境の急激な変化を背景にして、会計の領域においても、異なる国内基準のもとで作成される会計報告の手段である財務諸表の国際的比較可能性を確保するために、会計基準の国際的調和化をはかることが、従来にも増して重要な課題として提起されていることは、周知のとおりである。

このような会計基準の国際的調和化の企ての重要なものとして、しばしば、国際会計基準委員会 (IASC) の「国際会計基準」(IAS) と EU における「EC 会社法指令」(EC Company Law Directives) の二つがあげられる。しかしながら、両者は調和化のアプローチをはじめ、いくつかの点で異なることを認めなければならない。

もっとも、一口に会計基準の「国際的調和化」といっても、そこにいう「調和化」(harmonization) の意味をどのように解するかについては必ずしも統一した見解はみられないのが実情である。これについて、内外の関係文献でしばしば引用されている C.Nobes の見解によると、「調和化」は「統一化」および「標準化」と区別されて、「各国の会計実務における差異の程度を制限することにより、その比較可能性を高める一過程である」と定義される。一方、「統一化」(uniformity) ないし「標準化」(standardization) は、「より厳格なかつ局限された一組のルールを強調することである」と定義される¹⁾。

また、K.S.Most は、「統一化」、「標準化」および「調和化」という三つの用語は関連するが、

1) Nobes, Christopher; Harmonization of Accounting within the European Communities: The Fourth Directive on Company Law, The International Journal of Accounting, Education and Research, Vol. 15 No.23, Spring 1980, p.5. Nobes, C and Parker, Robert (Editor); Comparative International Accounting, 3rd edition, 1991, p.70.

しかし、別個概念であるとして、代替的会計方法の除去のレベルの違いという視点から、それぞれ次のように定義している²⁾。

1. 「統一化」とは、経済的取引、その他の事象および状況についての代替的会計方法を排除することである。
2. 「標準化」とは、会計的対応の高度の弾力性を保持する一方で、代替的方法を削減することである。
3. 「調和化」とは、異なる会計および財務諸表制度を共通の広範な分類に適合させることによって、内容面では重要な差異が保持される一方で、形式面ではより標準的になるように調整することである。

このように、Mostの定義では、上記のNobesの定義と比べて、「標準化」が「統一化」と区別され、代替的会計方法を削減することとして限定されている。一方、K. Van Hulleは、これら三つの用語を包括する概念として（広義の）「調和化」を用いている³⁾。

ところで、Van Hulleによると、その意味での「標準化」へのアプローチには以下のように三つの異なった方法がある、とされる⁴⁾。第一のアプローチは、統一ルールの設定である。調和化の目的は財務諸表の比較可能性にあるから、すべての実体は同一のルールを適用する必要があると考えられる。このアプローチは、同質的な環境の中での基準設定とあまり異なるところはない。これからも明らかなように、この場合の「調和化」はMostのいう「統一化」を指し、単一の会計処理方法の適用を意味する。

第二のアプローチは、上記のアプローチのように統一ルールを設定する必要はないとして、会計選択権はそれが同等であると見られる限り完全に承認し、かつ注記における適当な開示によりそれを補充する方法である。このアプローチは一種の暫定的妥協（modus vivendi）の設定にもとづくものであり、一定の限度内で、残りの差異は相互承認される。これは、EUで適用されている方法である。この場合の「調和化」はMostのいう「調和化」に一致するといえる。

第三のアプローチは、同一の会計事象について複数の選択権を承認するが、優劣をつけて、一方は「優先的処理（preferred treatment）」（IASCの1990年「趣旨書」では「標準的処理（benchmark treatment）」に変更された）、他方は「代替的処理（alternative treatment）」として区別する方法である。後者を適用した場合には「優先的方法」に一致させることが要求される。この場合の「調和化」はMostのいう「標準化」を指すものといえる。このアプローチは、

2) Most, Kenneth, S.; *The Future of the Accounting Profession: A Global Perspective*, 1993, p.79.

3) 4) Van Hulle, Karel; *Harmonization of Accounting Standards in the EC.: Is it the Beginning or in the End?* *European Accounting Review*, 1993, 2, p.389.

特に1989年1月に公開草案第32号(E32)「財務諸表の比較可能性⁵⁾」を公表して以来、IASCが採用してきた方法である。ただし、IASCの最終の目標は一切の会計選択権の廃止にあるという点からみると、このアプローチはむしろ第一のアプローチ(つまり「統一化」)に近いといえるであろう。

このように、会計基準の国際的調和化に関する三つの主要な試みのうち、本稿では、特に最も穏やかな第二のアプローチ(狭義の「調和化」)にもとづく、「EC会社法指令」(「会計指令」)を考察の対象として取り上げる。そして会計指令において、そのようなアプローチが採用される基底には、特に「大陸型会計」と「英米型会計」という二つの異質的な会計体系の統合化の試みがあるという認識にもとづいて、その視点から、IASCの国際会計基準(IAS)への対応をも視野に入れながら、会計指令(特に会計の基礎構造を指示した第4号指令)のもつ基本的仕組みと特質を明らかにし、かつそれに含まれる主要な問題について若干の検討を企てたい(付記)。

(付記) 筆者は、EUにおける会計基準の調和化問題について、これまで下記のような論稿を発表したが、本稿は、現時点で上述のような趣旨から、その見直しを試みたものである。

- 「ECにおける会社会計の調和化と各国の制度的動向」産業経営研究4号(1983年)
- 「ECにおける会計調和化の方向と問題点 — 第4号理事会指令を中心として —」国際会計研究学会年報、1984年度。
- ECにおける会計調和化の目指すもの — EC第4号指令「一定の会社形態の財務諸表」に関する一考察 —」本誌67巻2号-7号合併号。

Ⅱ. 会計調和化の目的と性格

(1)指令の意義

すでに別稿においてみたように⁶⁾、EU(当時のEC)における会計基準調和化の試みは、1957年EEC条約(ローマ条約)第54条第3項g号の規定 — これは、特に会社の社員(出資者)並びに会社と取引する第三者(債権者)を保護するために、各国の会社法の保護規定を同等にすることを要請したものである — にもとづいて発布された一連の「EC会社法理事会指令」のうちの会計指令(accounting directives)によって推進されてきた。このように、EUにおける会計基準の調和化は、「会社法調和化計画」(the company law harmonization programme)の一環として企てられているところにその特徴の一つが見出される。

5) 国際会計基準委員会：公開草案第32号(E32)「財務諸表の比較可能性」1989年1月。

6) 前掲拙稿「ECにおける会社会計調和化の目指すもの…」331頁参照。

会計指令の主なものは以下のとおりである⁷⁾。

①第4号指令「一定の会社形態の財務諸表」(1978年7月25日理事会採択)

本指令は、EC領域における有限責任会社(資本金会社、つまり株式会社・株式合資会社・有限会社などを含む)の会計の基礎構造を規定したものであり、財務諸表(個別財務諸表)の構成、表示及び内容、評価方法ならびに公開などを取り扱っている。ここでは、財務諸表の作成に関する基本原則として、特にイギリス会社法上の「真実かつ公正な概観」(true and fair view)が採用されている点(2条3項)が注目される⁸⁾。

②第7号指令「連結財務諸表」(1983年6月13日理事会採択)

本指令は、連結財務諸表の作成、公表および監査などを規定している。ここでは、連結範囲の決定基準として、議決権の過半数所有を内容とする持株基準(1条1項(a))のほか、イギリス会社法上の支配力基準(同(b))、ならびにフランス法上の少数株主所有にもとづく「事実上の支配」(de facto control)(同(d)(aa))の概念が採用され、それに加えて、加盟国選択権という形で、ドイツ法上の「統一的指揮」(einheitliche Leitung)の基準も許容されている(1条2項(b)こと、また住所がどこにあるかを問わず、すべての子会社を連結する(3条1項)こと)によって、「世界財務諸表」(Weltabschlüsse)の作成が要求されている点などが注目される。

③第8号指令「会計監査人の資格要件」(1984年4月10日理事会採択)

本指令は、すべての加盟国において、高度の資格をもつ専門家が法定監査に従事するために、財務諸表等の法定監査を実施する監査人の最低限の資格要件を定めている。

④「銀行その他の金融機関の財務諸表および連結財務諸表」に関する指令(1986年12月8日理事会採択)

本指令は、前記の第4号指令および第7号指令の基礎のうえに、金融機関の特殊性を考慮に入れて特に必要と認められる会計規定を設けたものであり、貸借対照表および損益計算書の特別の書式や投資に関する特別の評価規定などが定められている。

これらの会計指令のなかでも、EUにおける会計基準調和化のために特に主要な役割を果たしているのは、第4号指令および第7号指令である。これら2つの会計指令は、EU域内における有限責任会社に対し、その出資者および債権者などを保護するために、最低限必要な比較可能な会計情報(個別財務諸表および連結財務諸表)を作成・公表させることを、目的として、加盟国間で異なる会計規定を同等化することを意図したものである。さきにも指摘したように、

7) Van Hulle, K. The EC Experience of Harmonisation: Part1, Accountancy, September 1989, pp76-77.

8) この第4号指令の内容の詳細については、拙稿「ECにおける会計基準の形成(1)(2)」会計115巻1号および2号を参照のこと。なお、次の邦訳がある。山口幸五郎編「EC会社法指令」同文館、1984年。

ここでは、特に会計の基礎構造を取り扱った第4号指令に重点をおいて考察を進める。

(2)指令の性格

上述のように、EUにおける会計調和化のための手段として、「指令」(directives)という法的措置が用いられている。ここにいう「指令」とは、加盟国宛に発せられる措置であって、達成すべき結果について加盟国を拘束するが、その履行の形式および方法については加盟国の国家機関による選択の権限に委ねられるものをいう(EEC条第189条)。なお、指令は(閣僚)理事会(Council of Ministers)がこれを採択し、加盟国に通告することによって発効する(同191条)。指令は、それが加盟国の国内法に変換されたときに、その対象となるすべての会社にとって拘束的になる。

前出の欧州委員会関係者のVan Hulleによると、こうした会計基準調和化の手段としての指令の適用は、世界的にみてユニークであり、EUにおける調和化の主要な特徴をなすものであるといわれる。特に指令は加盟国の法令の中に採り入れられなければならないから、それに定める会計基準の履行が容易になるという利点を有することが認められる⁹⁾(注)。

(注) H.Probstも次のように指摘している。「EC指令は、加盟国宛に発せられ、かつそれから国内法に変換されなければならない共同体の法律行為(Rechtsakte)である。一方、IASは法的効力のない勧告であり、国際的職業会計士(団体)の委員会によって設定されたものである¹⁰⁾」。

この点について、H.Havermannは、会計基準を実務に移植する方法としては、①法による、②証券取引所による、③政治的組織による、④関係者の自発的合意による方法などが考えられるが、これらの方法のうちでも、もっとも確実にそれを実行する方法は、①法による方法であるとし、これこそ従来からヨーロッパ大陸諸国で広く採用されてきたものであると述べている¹¹⁾。EC会社法指令においても、この方法が採用されているのである。なお、IASCの国際会計基準(IAS)では、④関係者の自発的合意による方法が採用されているといわれる。

しかしながら、このような法的措置としての性格をもつ指令に頼ることは、他面において、重要な不利益を伴うことも認めなければならない。この点について、前出のVan Hulleも、指令を採択し、かつそれを加盟国の国内法に変換するまでには長時間を要すること¹²⁾、またそれがひとたび法として制定されると、過度に静的あるいは固定的になるおそれがあるという批

9) Van Hulle, K. The EC Experience of Harmonisation: Part2, Accountancy, October 1989, p.96. Van Hulle, K. Harmonization of Accounting Standards...p.389.

10) Probst, Herbert; Mehr angloamerikanische Rechnungslegung in der EG durch geänderte Verfahren? Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis (BFuP), Nr. 5 1992, S.430.

11) Havermann, Hans; IASC-Statements und EG-Richtlinien. Die Wirtschaftsprüfung, Jg. 31, Nr. 13, 1 Juli 1978, SS.366-367. なお、前掲拙稿「ECにおける会社会計調和化の目指すもの…」316-317頁参照。

判がある¹³⁾ことは認めているが、このうち後者の批判については、法は解釈の余地があるように起草することができること、またそれに加えて、法はそれが議会法（法律）ではなく、政令（government degree）の形をとる場合には、比較的容易に変更できるとしてこれを容認していない¹⁴⁾。

しかし、EU加盟国においては、通常、ドイツ、イタリア、デンマークなどのもつばら法律（商法、会社法または民法など）の改訂という形をとって、指令の国内法化が企てられたことを勘案すると、規定内容の固定化ないし硬直化は避けられないところであり、経済的諸条件の変化に伴う会計実務の発展に弾力的に対応することは相当困難であることを認めなければならないであろう。事実、指令自体についてみても、発効以来すでに30年近くも経過しているにもかかわらず、重要な改訂はほとんど行われず、そのためにリース会計、年金会計、外貨換算会計あるいはデリバティブの会計などそれ以後に出現した新しい会計問題が取り扱われていないことも、そのような法的措置に内在する固定性ないし硬直性の表れであるということができるとは思われないかと思われる。

(3)会計指令の目的

上述のように、法的措置としての性格をもつEC会計指令、特にその主要な第4号指令および第7号指令は、EU域内における会計基準の調和化を推進するために、個別財務諸表および連結財務諸表に関し、一般原則、財務諸表の構成、表示方法ないし科目分類、評価規定、附属明細書ならびに年次報告書（ドイツでいう状況報告書に相当する）の記載事項などにつき必要最低限であるが、しかし相当詳細な規定を定めている。ここに、「大陸型会計」の主要な特徴の一つをなす厳格な成文法主義の立場を見出すことができる。K-H.Forsterが指摘しているように、このような規制方法によって、指令の意図する財務諸表の比較可能性の確保という要請をより確実に達成することが期待される¹⁵⁾。

しかしながら、会計指令は、このように厳格な成文法主義ないし規制主義の立場に立っているが、加盟国間における会計基準の厳格な「統一化」を実現することを目的とするものではない。それは、あくまでも会計基準の「同化」(Angleichung)ないし「調和化」を達成することを目的とするものである点に留意するべきである¹⁶⁾。ここにいう会計基準の「調和化」

12) Van Halle, K.; The EC Experience of Harmonisation: Part2, p.99.

13) 14) Van Hulle, K.; Harmonization of Accounting Standards..., pp.295-296.

15) Forster, Karl-Heinz; Coordination of Accounting Law in Europe, Die Aktiengesellschaft, 24.Jg., Nr.1, 20, Januar 1979, S.3.

16) Schmitz, Rudolf; Die Bilanzrichtlinie und ihre Beitrag zur Harmonisierung der Rechnungslegung in den EG-Staaten — Ein Überblick —, Zeitschrift für Betriebswirtschaft (ZfB), 58.Jg., Nr.4, April 1988. Ergänzungsheft 1/88, S.3.

(harmonization) とは、すでに紹介したように、加盟国の会計実務における差異の程度を制限することにより、その比較可能性を高めるための一過程を意味するのであり、「統一化」(uniformity) ないし「標準化」(standardization) のように、厳格にかつ局限された一組の規制を強制することを意味するものではない¹⁷⁾、と解される。

このように、会計指令は、成文法主義に立脚しながらも、加盟国間における会計基準の「調和化」を主たる目的としている点に、目的レベルからみた場合の基本的な特質が見出される。

上述のような会計基準の「調和化」というEC会計指令の目的は、特に指令で採用されている規制方法と密接にかかわるものであることに留意すべきである。これについて、具体的に次の2点を指摘することができる。一つは、会計指令は、上述のように、加盟国の有限責任会社が比較可能な会計情報を作成し、公表することを確保するために必要な最低限の要請を規定しているにすぎず、それをこえるより厳格な追加的規定を定式化することは各加盟国に委ねられているという点である。このことは、指令の調和化要求が会計基準の厳格な統一化ではないことを示すものである¹⁸⁾。

いま一つは、会計指令では、財務諸表の表示方法と評価方法の両面にわたって選択権 (Wahlrecht, option) — それは加盟国立法選択権と企業選択権とに大別される — が相当広範に許容されている点である¹⁹⁾。これらの選択権の許容は、私見によれば、会計指令が法規制に関して特に「大陸型会計」の基礎にある厳格な成文法主義を採用したうえで、さらに財務諸表の作成に関する基本原則として導入したイギリス法上の「真実かつ公正な概観」の要請を満たすための必要な措置として採り入れられたものであるとみられるが、そうした選択権が広範に容認される法的根拠も、会計指令の主要な目的が会計基準の「統一化」ではなく、むしろ「調和化」にあるという点に見出すことができるように思われる。

このように解されるとすると、会計指令における広範な選択権、とりわけ加盟国立法選択権の許容は、指令の基底にみられる「大陸型会計」と「英米型会計」という2つの異質な会計制度の一つの会計システムへの融合ないし統合を円滑に実現するためのいわば潤滑油としての役割をになうものとみることができるであろう。

しかしながら、そのような役割をになう選択権、特に評価選択権の広範な許容は、他面、会計指令の目的とする会計基準の「調和化」の実現という視点からみると、「調和化」によって達成しようとする、出資者(株主等)や債権者等の利害関係者に対する比較可能な会計情報の

17) Nobes, C.; Harmonization of Accounting..., p.8.

18) 例えば、次の文献参照。Schmitz, R.; a.a.O., S.4.

19) Schmitz, R.; a.a.O., S.3.

提供という要請と矛盾ないし対立する可能性を多分に含んでいることを見落としてはならない。この意味での矛盾ないし対立を調整ないし解消し、その目的をよりよく実現するためには、指令それ自体の中に一定の装置が用意される必要がある²⁰⁾。そのような装置として、指令では、財務諸表体系の一構成要素である附属明細書の情報開示機能が活用されているのである。

Ⅲ. 会計指令の主要な特徴

本節では、特に「大陸型会計」と「英米型会計」の融合という視点からみて、第4号指令および第7号指令に含まれる主要な特徴を明らかにしよう。

(1) 成文法主義

まず第一の特徴として、会計指令では、EUにおける会計の調和化を実行するための規制方法として、すでに指摘したように、法的措置としての性格をもつ「指令」が用いられ、また厳格な成文法主義が採用されていることをあげることができる。会計指令において、個別財務諸表および連結財務諸表双方の表示方法や科目分類、ならびに評価規則（貸借対照表計上能力規則を含む）について相当詳細な規定が明定されていることは、そのような厳格な成文法主義の具体的な表れであるとみることができる（注）。

（注）この点について、イギリスのE.Bartholomewは、特に貸借対照表および損益計算書の標準的な様式が厳格に法定されていること、および評価規定について詳細な規定が設けられていることの2点は、イギリスの会計慣行と異質であり、したがって、第4号指令に含まれる主要な特徴であると指摘している²¹⁾。

会計指令で採用されているこのような規制的アプローチ（prescriptive approach）は、元来、「大陸型会計」を貫く主要な特質の一つをなすものであり、特に財務諸表の絶対的比較可能性を確保するうえで効果的であるといわれる²²⁾。

さきにも指摘したように、こうした規制的アプローチのもとでは、ある事項について、いちど法定されると、不断に変化するビジネスの要請に即応しうるようにそれを改訂することは困難になると批判されることになる²³⁾。

20) 前掲拙稿「ECにおける会社会計調和化のめざすもの…」318頁参照。

21) Bartholomew, E.; The EEC Company Law and Accountants, The Accountant's Magazine, Vol.77, No.806, August 1973, pp.426-427.

22) Forster, K-H.; op.cit., p.427.

23) Bartholomew, E.; op.cit., p.427.

(2) 「真実かつ公正な概観」の原則

第二の特徴として指摘されるのは、個別財務諸表および連結財務諸表の作成の基本原則として、イギリス会社法上の「真実かつ公正な概観」(true and fair view)の原則が採用されていることである(第4号指令2条3項, 第7号指令16条3項)。このうち、第4号指令第2条第3項には、「財務諸表は、会社の財産、財務および損益状況について真実かつ公正な概観を与えるものでなければならない」と規定されている。この基本原則は1971年の第4号指令原始草案では採用されていなかったが、1973年1月にイギリス、アイルランドおよびデンマーク3国が新たに加盟して「拡大EC」が発足したのに伴い、特にイギリスの要請の応えて、1974年の同修正草案で新しく採り入れられたものであり、第4号指令を特徴づける基本的要請をなしている(注)。

(注) このイギリス型の「真実かつ公正な概観」の原則が第4号指令に導入されるまでの経過を紹介すると、以下のとおりである。

まず、1971年の原始草案では、財務諸表作成の基本原則は、次のように規定されていた。

第2条第2項、財務諸表は、正規かつ妥当な会計諸原則(principles of regular and proper accounting) — これは、ドイツ法上の「正規の簿記の諸原則」(Grundsätze ordnungsmäßiger Buchführung)の英語訳である — に従わなければならない。

同第3項、財務諸表は、明瞭に作成され、かつ財産の評価ならびに財務諸表の作成に関する諸規定の枠内で、会社の財産、財務および損益状況を可及的に正確に反映しなければならない。

しかし、「EEC会計士スタディ・グループ」(le Groupe d'Etudes des Experts Comptables de la CE)は、この規定に反対し、これを次のように書き改めることを勧告した。

第2条第2項、財務諸表は、会社の財産、財務および損益状況について真実かつ公正な概観を与えるものでなければならない。

同第3項、財務諸表は明瞭にかつ概観しうるように作成、かつ評価および項目分類に関する個別規定に合致するものでなければならない。

このように条文を書き改める理由として、「スタディ・グループ」は、1971年原始草案にいうように、「財産、財務および損益状況の可及的に正確な反映」を、「評価および項目分類に関する個別規定を遵守する」ことだけに結び付けるのはあまりにも狭すぎたためであり、いま一つは、「可及的に正確な」という文言はあまりにも限定的であり、企業に対して、株主および債権者への報告を侵害するおそれのあるような解釈の自由を与えるという理由である。

一方、「スタディ・グループ」がそれに代えて提案した新しい条文は、もはや「正規の会計」なる概念を示さず、次のことを意味する。すなわち、①財務諸表は誠実にしかつ客観的に作成されるということ、②財務諸表の読者が会社の状況に関する意見を形成する際に実質的に重

要であるすべての情報が適当な方法で斟酌されるということである。さらに、この新しい条文は、会計原則を経済の発展に適合させる道を残して置くために選択されるのである²⁴⁾。

このような「スタディ・グループ」の提案は、1974年同指令修正草案で受け入れられ、1978年の同確定指令に受け継がれたのである。修正草案理由書には、この点こそ最も主要な修正点(の一つ)であると指摘されている²⁵⁾。

さて、上述のような「真実かつ公正な概観」の原則は、元来、いわゆる「包括原則」ないし「一般条項」とよばれるように、特に会計の一般的事項について少数の限られた規定だけを明定し、明文規定の空白は主に判例法によって補充する、アングロ・サクソン型の慣習法主義にもとづく法制度の枠組みを前提として、「公正な会計慣行」に包括的に委任することを表明したものであるといえる。したがって、この原則は、「公正な会計慣行」の枠内で、会計報告の手段としての財務諸表はそれが表示する企業の経済的現実について最良の写像を誠実かつ率直に伝達することを要求したものであると解される²⁶⁾ (注)。

(注) この点について、あるドイツの論者も、この原則の趣旨を、上述のような1971年の指令原始草案にみられたドイツ型の基本原則と比較して明らかにしている。それによると、ある会社が会計指令の諸規定を遵守したときには、監査人は監査証明を拒絶したりあるいは限定したりすることはできない。監査人がみて、たとえ重要であるが、しかし報告義務のない事象の開示により会社の写像が修正し伝達されなければならないと判断される場合にも、そのとおりである。イギリス会社法上の「真実かつ公正な概観」の原則はこれと対立する、この原則によると、何よりも、企業の状況についての忠実な写像が与えられなければならない(つまり企業の経済的現実に適合した開示がなされなければならない)。したがって、法律によって個別的に要求されていない事項でも、報告されなければならない。このような意義を有するイギリス法上の基本原則の導入は、「ドイツ(したがってまだ大陸型会計)にとっては、思考の根本的な転換を意味する」と述べられている²⁷⁾。

しかしながら、上述のような趣旨の「真実かつ公正な概観」の原則が、EC会計指令のよう

24) Groupe d'Etudes de la C.E.E., *Bemerkungen zum Vorschlag einer 4. Richtlinie zur Harmonisierung der Rechnungsvorschriften in der EWG, Die Wirtschaftsprüfung (WPg)*, 25, Jg. Nr. 16, 1972, SS.433-434. なお、拙稿「ECにおける会社会計の調和化と各国制度的動向」*産業経営研究*, 4号, 1983年61-62頁。

25) 山口幸五郎編, 前掲書192-193頁参照。

26) Pirolli, Robert; *La Revision du Plan Comptable Général, Revue Française de Comptabilité*, No.83, mai-juin, p.208.

27) Busse Von Colbe, Walther; *Harmonisierungsvorshriften für Kapitalgesellschaften in der Europäischen Gemeinschaft durch die vierte Richtlinie des Rates, Zeitschrift für betriebswirtschaftliche Forschung (ZfbF)*, Heft 10, Oktober1974, S.630. なお、前掲拙稿「ECにおける会社会計調和化の目指すもの…」323-324頁。

に、会計処理の方法および表示ないし開示の方法の両面にわたってかなり詳細に規定されている、ヨーロッパ大陸型の成文法主義にもとづく法制度の中に採り入れられた場合には、その意義ないし機能が限定されることに留意する必要がある。この点について、第4号指令および第7号指令の規定関係をみると、さきに掲げた基本規定（第4号指令2条3項）に続いて、下記の諸規定が明定されている。

第2条第4項 本指令の諸規定の適用が第3項にいう真実かつ公正な概観を与えるために十分でない場合には、追加的情報が与えられなければならない。

同第5項 例外的な場合において、指令の規定の適用が第3項に定める義務と両立しない場合には、第3項にいう真実かつ公正な概観を与えるために、当該規定から離反しなければならない。かかる離反については、附属明細書において、その旨、その理由および財産状態、財務状況および損益に対する影響を開示しなければならない。例外的な場合を明定し、かつそれに関する特別規定を定めることができる。

これらに該当する規定は、第7号指令第16条第4項および第5項にも定められている。

上述のような規定関係からみて、「真実かつ公正な概観」の原則の意義は、次のように限定的に解釈されることになる。すなわち、通常の場合は、指令の諸規定の適用は、この原則の遵守を保証する。しかし、この事実内容がもはや履行しえないとするならば、その場合に限り、この原則は、最優先の要請（*overriding requirement*）として適用されることになる²⁸⁾。具体的にいえば、前記の指令の関係規定にみられるように、①例外的な場合において、指令の規定の適用が「真実かつ公正な概観」の開示義務と両立しないときには、当該規定から離反することが要求され（第4号指令2条5項、第7号指令16条5項）、また②指令の諸規定の適用が「真実かつ公正な概観」を与えるのに十分でない場合には、追加的情報の開示が要請されることになる（第4号指令2条4項、第7号指令16条4項）。

したがって、指令では、このアングロ・サクソン型の慣習法的枠組みのもとで形成された「真実かつ公正な概観」の原則をその枠内で、会計報告に関する最優先の要請として位置づけることによって、「大陸型会計」と「英米型会計」という二つの異質的な会計報告ないし会計体系の融合もしくは統合が企てられているということができよう（注）。

（注）この点について、Ernst & Whinneyは次のように指摘している。「それゆえに、最終版（1978年7月25日の第4号確定指令のこと — 引用者注）はなお、ドイツおよびフランス — そこでは、国家勘定表（コンテンラーメンおよびプラン・コンタブル）が共通の慣習である — で知られるような規制成文法主義に広範に立脚しているけれども、財務諸表の基本目的は真実かつ公

28) Scmitz, R.; a.a.O., S.9.

正な概観を与えることである、とするアングロ・サクソンの見解を十分に斟酌している²⁹⁾。

そうはいうものの、先にみたような意義を有する「真実かつ公正な概観」の原則の採用は、やはりドイツやフランスなど「英米型会計」の伝統をもたない国にとっては新しい問題であり、したがって、この原則の実務上の取り扱いには、しばらくの間、一定の不確実性ないし法的不安定性を抱え込まざるをえないであろう。それは、論者の指摘にもみられるように、この原則の円滑な適用にとっては、特に会社の状況についての忠実な概観の伝達（企業の経済的現実に適合した開示）を保証するために、具体的にどのような事情のもとで、どのような追加的情報が提供されなければならないかについて³⁰⁾、さらにまたどのような場合に指令の関係規定から離反し、それに代えて、どのような処理方法が適用されなければならないかについての判断基準が確立される必要があると考えられるからである。

EU加盟国における会計指令の実行状況を見ると、確かに、この基本原則の加盟国の国内法への変換は実行された。しかし、ドイツでは、この原則の変換に当たり、特に二つの点で制限が付された。第一は、「真実かつ公正な概観」の伝達は（ドイツ型の基本原則である）『『正規の簿記の諸原則（GoB）』を遵守して』行わなければならないとして、その内容はGoBによって限定される関係にある旨が規定されたことであり、第二は、特に例外的な場合における指令の規定からの離反要請（第4号指令2条5項、第7号指令16条5項）は結局採り入れられずに終わったことである（商法典246条2項、297条2項）。

なかでも、第二の意味での限定は、イギリス法上の一般条項の導入に対するドイツ法の視点からの主要な制限を表したものとして注目されるが、1983年8月の連邦政府「会計法案」（Entwurf des Bilanzrichtlinie-Gesetz）の理由書には、その理由について次のように述べられている。「法律規定が例外的な場合において、真実かつ公正な概観の伝達義務と両立しない場合には、それから離反しなければならないという原則を含む、第4号指令第2条第5項の明文規定をもってする導入は、それぞれ当該規定に立法者が付与した趣旨および目的が満たされるように行われるべきであるという理由から放棄された」³¹⁾。

これからうかがわれるように、ドイツ商法典では、EC会社法指令にしたがって、本来イギリス型の一般条項である「真実かつ公正な概観」の要請を導入しながらも、それと異質的な厳格な成文法主義に立脚するドイツ法との調整を図り、法的安定性が侵害されないようにするた

29) Ernst & Whinney; The Fourth Directive: Its Effect on the Annual Accounts of Companies in the European Economic Community, 1980. pp.9-10.

30) Busse Von Colbe, W.; a.a.O., S.638.

31) Begründung des Entwurf eines Gesetzes zur Durchführung der Vierten Richtlinie des Rates der Europäischen Gemeinschaften zur Koordinierung des Gesellschaftsrechtes (Bilanzrichtlinie-Gesetz), Bundesratsdrucksache 277/83, SS.76-77.

めに、このような制約が付されたものと解されるのである³²⁾。

(3)期間損益計算思考と保守主義思考の接合

上述のように、会計指令では、財務諸表作成の基本原則としてイギリス法上の「真実かつ公正な概観」の原則が導入され、その点から適正な期間損益計算思考が強調され、それに適合した適正な期間損益計算を推進するための諸規定が随所に採り入れられているとともに、他方で、資本維持の視点から保守主義思考にも考慮が払われ、特に資産評価面で一連の保守主義的措置が明定されている。このように、期間損益計算思考と保守主義的思考とが混合しているところに、指令のいま一つの主要な特徴を見出すことができる。

まず、期間損益計算の見地からの措置として、第4号指令に明定されているもののうち主要なものを列挙すると、以下のとおりである³³⁾。

- ①評価の一般原則の一つとして、発生主義ないし費用収益対応の原則が指示されていること。
これについて、指令には、「当該営業年度に属する収益および費用については、その収益または費用の収入または支払の日にかかわらず、これを相互に関係づけなければならない」（第4号指令31条1項(d)）と規定されている。この規定は、1974年修正草案において、拡大ECに加盟したイギリスやアイルランドなどの実務慣行を斟酌して、採り入れられたものである。
- ②評価の基本原則として、取得原価主義が採用されていること（注）（同32条）。
（注）ただし、第4号指令は、加盟国立法選択権という形で、代替的評価方法として、取替価値評価（オランダで実施されている）、再評価（イギリス、フランスなどで許容されている）、その他のインフレ会計方法を許容している（同33条）。
- ③表示方法の継続性の原則（同3条）と並んで、評価方法の継続性の原則が明定されていること（同31条1項(b)）。なお、この規定も、1974年修正草案において、イギリスなどの実務慣行を考慮に入れて追加されたものである。
- ④加盟国は、資本参加（注）を「持分法」（equity method）で評価することを許容又は強制することが認められていること（59条1項）。この場合、資本参加は、当該資本参加に表章される自己資本（資本金および積立金）相当額をもって貸借対照表に計上することが認められる（ただし、この評価額と取得原価にもとづく簿価との差額は附属明細書に区分表示する）（同条2項(b)）。

32) 拙稿「西ドイツ新商法会計制度をめぐって — 1985年『会計法』を中心として — (5)」会計132巻2号、93-94頁。

33) 前掲拙稿「ECにおける会計調和化の方向…」87頁参照。

(注)「資本参加」(participating interest)とは、他の企業との持続的結合関係を確立することにより、自社の活動に寄与せしめることを目的とする、当該他企業における資本に対する持分であり、それが証券により表章されているか否かをとわない(17条)。

⑤ 固定資産または流動資産の評価減に関する「価値保持選択権」(Wertbeibehaltungswahlrecht) — これは、固定資産又は流動資産の評価減を計上したが、その後その原因が消滅したときにも、その価額を回復させずに保持しうる可能性をいう — が排除され、秘密積立金の設定の余地が制限されていること(同35条1項c(dd))。この選択権は1965年ドイツ株式法で許容されていたが(154条項, 155条4項), 秘密積立金の設定に導くものとして厳しい批判を受けたのであった。

⑥ 有償取得の有形固定資産の資産計上選択権が排除され(同9条, 資産の部, C12a同3), 操作性ないし恣意性が介入する余地が制限されていること。この選択権も, 1965年度ドイツ株式法で許容されていた(153条3項, 同5項)。

一方, 第4号指令では, 資本維持の要請から, 保守主義の原則が評価の一般原則の一つとして明文をもって規定され, その見地から, 特に資産評価の領域に置いて, 固定資産および流動資産の双方にわたり, 次のような一連の措置が設けられている³⁴⁾。

① 固定資産について低評価のための価値修正(評価減)が許容また要請されていること。すなわち,

- a. 財務固定資産について, 貸借対照表日現在それに附すべきより低い価格で評価するために, 価値修正を計上することができる(同35条2項(c)(aa))。
- b. 固定資産について, 耐用年数が限られていると否かをとわず, その減価が永続的であると予測されたときは, それに附すべきより低い価格で評価するために, 価値修正を計上しなければならない(同項(bb))。

② 流動資産について, 低評価のための価値修正(評価減)が許容または強制されていること。すなわち,

- a. 流動資産を貸借対照表日におけるより低い市場価額で評価するために, あるいは特別な場合に, それに附すべき他のより低い価格で評価するために, 価値修正を計上しなければならない(39条1項(b))。
- b. 加盟国は, 合理的な商人の判断にもとづいて, 当該項目の評価額を近い将来価格変動により変更しなければならないことを防ぐために臨時価値修正の計上を必要とする場合には, これを許容することができる(同条(c))。

34) 前掲拙稿「ECにおける会計調和化の方向…」86-87頁参照。

c. 組織形成費（注）ならびに無形固定資産に属する研究開発費および営業権について、国内法がその資産化を許容している場合には、5年以内に償却しなければならない（同34条1項（a）、37条1項・2項）として、早期償却が要求されていること。

（注）「組織形成費」（formation expenses）とは、創立費、資本調達費、開業・営業拡張・組織変更に関する諸費用を含めた包括概念である（ヨーロッパ会社法修正草案157条参照）。

さらに、組織形成費および研究開発費について、未償却残高がある場合には、利益分配を目的とする任意積立金および繰越利益の合計額がそれに満たない限り、利益分配はすべて禁止されることになる（同34条1項（b））。

上述のような資産評価に関する一連の保守主義的な措置と組織形成費・研究開発費についての分配制限は、元来、債権者保護のための資本維持の要請にもとづく「大陸型会計」を特徴づけるものであるといえる。

以上にみたように、会計指令は、計算構造の視点からみると、一方では「大陸型会計」に特有な資本維持のための保守主義思考を残存させながらも、他方では、「英米型会計」を特徴づける損益計算思考を広範に採用している。これら2つのタイプの会計思考は、それ自体、異質的なものであるが、指令では、先にみた基本原則「真実かつ公正な概観」の要請にもとづいて、開示主義の立場から損益計算思考に重点をおくという形で、両者の接合がはかられているとみることができる³⁵⁾。

(4) 情報開示面の強化

さらに、会計指令では、「財務諸表は貸借対照表、損益計算書および附属明細書からなる。これらの書類は一体を構成する」（第4号指令2条1項）とされ（連結財務諸表についても同様に規定されている（第7号指令16条1項））、附属明細書が財務諸表（連結財務諸表）と不可分の一体をなすものとしてその構成要素の一つとして位置づけられて、その情報開示手段としての重要性が強調されている。また、それと並んで、貸借対照表および損益計算書についても、従来のドイツ法（1965年株式法）に比べて項目分類の詳細化ないし精密化がはられている（第4号指令9条、10条、13条、26条）。さらに、年次報告書（annual report）（これはドイツ法にいう状況報告書（Lagebericht）に相当する）の記載事項が法定されている（第4号指令46条）。このようにして、情報開示面における整備がはかられていることも、会計指令における主要な特徴の一つをなすものとして注目される。

なお、これらのなかでも特に重要な意義をもつ附属明細書（注記情報を含む）の情報開示機

35) 前掲拙稿「ECにおける会計調和化の方向…」88頁参照。

能の充実は英米の実務慣行になつたものとみられるが、その内容については、後に詳述したい。(未完)